

## 議案第15号

新居浜市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年2月27日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

新居浜市重度心身障害者医療費助成条例（昭和49年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第3条ただし書中「すべて」を「全て」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める者については、受給資格者とすることができる。

第4条第1項ただし書中「障害児施設医療」を「障害児入所医療」に改める。

附 則

この条例中第4条第1項の改正規定は平成24年4月1日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。

提案理由

市内で入院等をしている住所地特例適用者が医療費助成の対象外となることを防止するとともに、児童福祉法の一部改正に伴う所要の条文整備を行うため、本案を提出する。